

平成27年度 第5回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月18日（火） 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第17号 農業振興地域内農用地区域除外について
	議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
	議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について
	議案第20号 非農地証明願いの審議について
	報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 15:00 事務局長	ただ今から、平成27年度第5回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。
会長	それでは、前回の総会から昨日までの会務報告を行います。 7/27 農業農村センスアップセミナー 8/4 大島地区農業者年金総会 8/8 JA知名支所年金友の会総会 以上で会務報告を終わります。
議長	これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、10番栄委員、11番本江委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 【議案第16号について朗読】 議案第16号は、贈与2件、売買2件、賃貸借1件となっています。

<p>事務局</p>	<p>1 番 1 は屋子母字泊り原〇〇番地79㎡です。 売買となっています。</p> <p>2 番 1 から 2 は余多字シャ原〇〇番地2, 214㎡外 1 筆の 合計3, 614㎡です。 贈与となっています。</p> <p>3 番 1 は余多字石原〇〇番地1, 274㎡です。 売買となっています。</p> <p>4 番 1 は瀬利覚字大平宗〇〇番地920㎡です。 贈与となっています。</p> <p>5 番 1 から 5 は上平川字当袋〇〇番地374㎡外 4 筆の 合計9, 228㎡です。 賃貸借となっています。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員からお願いします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でございます。この土地については、現地確認をしたところ、先月の〇〇さんのが若干残ってこういう形で取引されたみたいです。〇〇さんについては、機械等も十分ありまして、キビも 4、5 町歩ほど作っていまして、字の中心的な方でございます。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはございませんので、ご審議をよろしくお願いします。</p>

1 3 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは主に牛、バレイショ、サトイモを中心にしています。あと、機械類ともに揃っています。</p>
1 3 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、〇〇さんはバレイショ、キビを中心にやっております。現在、バレイショを植える準備をしております。機械類ともに揃っております。審議の方よろしく申し上げます。</p>
1 8 番委員	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人関係でございます。圃場は、確認したところ株のキビが植えてありまして、〇〇さんは現在自衛隊におりますけど、それをしながら、ジャガイモを中心に作付けて頑張っております。今年が定年ということで、来年から本格的に農業をするということで、頑張っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
1 4 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは、娘婿になります。〇〇さんは現在和泊の〇〇店に勤めながら、サトウキビとバレイショを作っています。現地は、当袋のほうは去年の夏植えがして、キビが植えてあります。平田3筆のほうは、耕運してプラソイラをひいてあります。農機についてはすべて揃っていますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局および地区担当委員から補足説明がありましたが、質問等がございましたら、お願いいたします。</p>

議長	何か聞きたいことはございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。
議長	議案第17号 農業振興地域内農用地区域除外について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第17号 農業振興地域内農用地区域除外について、説明をいたします。
事務局	<p>【議案第17号について朗読】</p> <p>1. 申請人の住所および氏名</p> <p>借人 東京都港区南青山〇〇番地 〇〇氏 貸人 知名町芦清良〇〇番地 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示</p> <p>知名町芦清良字水窪〇〇番地 畑 610㎡の内416㎡</p> <p>3. 事業計画 一般住宅</p> <p>4. 施設の概要</p>

	<p>住宅 83.63㎡ 車庫17.5㎡</p> <p>姉と使用貸借を結ぶ予定の土地で、芦清良のスーパーの斜め向かいの土地です。</p>
議長	<p>ただ今の、事務局の説明に対して地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いします。</p>
16番委員	<p>地図をご覧のとおり、県道と字の中心に向かう道路の交差点で、学童達が、下平川小学校に通う、通学路に隣接している土地です。当地は芦清良の、東部地区なんですけど、お寺の道を挟んで反対側となっており、住宅街の場所にあります。農薬の飛散等もなくなるだろうし、住宅地にもしやすい、農振地区外が適当ではないかと考えます。みなさんよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>はい、ただ今の件に対して、質問等ございましたら、挙手でお願いします。</p>
2番委員	<p>これは、なんで全部除外申請しないで、一部だけなのか。</p>
16番委員	<p>確認をしました。 地元の〇〇さんに依頼したわけですが、形質関係上、この面積でないと、この大きさの建物ができないということでした。</p>
2番委員	<p>そうであれば、残りの部分は農地として、畑として残るわけで畑をどうするのか。</p>

16番委員	<p>いずれは、そこに車庫なり作るとは思いますが、現地はその北側にお墓があります。北側と東側それに隣接した形で、屋敷を建てるんですから、将来は墓参りの時の駐車場に活用できると思います。一応名目上は、畑にはなっていますが、いずれは農振除外の申請が出るのではないかと思います。</p>
事務局	<p>補足説明をします。農地法の鹿児島県の取り扱いとして、農家住宅であれば概ね1000㎡、一般住宅は500㎡となっています。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは採決とります。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。</p>

事務局	<p>1. 申請人の住所および氏名 知名町正名〇〇番地 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示 知名町正名字城籠堂〇〇番地 畑 1,061㎡</p> <p>3. 事業計画 農家住宅</p> <p>4. 施設の概要 住宅 141.26㎡ 駐車場 300㎡ 植木・花壇ほか 209㎡ 通路 152㎡</p> <p>県営畑総第二知名西部地区の基盤整備地区で、工事完了公告の翌年度から起算して8年を経過している土地で、農振除外もされております。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、聞きたいことはございませんか。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。 ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>

議長	議案第19号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第19号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、ご説明をいたします。</p> <p>【議案第19号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1 番 1 ～ 7 田皆字万当〇〇番地外 6 筆 合計10,994㎡ 使用貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>2 番 1 下城字伊美増〇〇番地4,904㎡ 使用貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>3 番 1 ～ 2 徳時字田水〇〇番地外 1 筆 合計9,604㎡ 貸貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>4 番 1 ～ 2 久志検字栄当〇〇番地外 1 筆 合計1,248㎡ 貸貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>5 番については、議事参与の制限にあたるため後で説明</p> <p>6 番 1 ～ 3 田皆字瀬利切〇〇番地外 2 筆 合計6,647㎡ 貸貸借 3年の新規設定となっています。 農地売買等事業による一時貸付</p>

<p>事務局</p>	<p>所有権の移転</p> <p>1 番 1 田皆字瀬利切〇〇番地 2,110㎡ 農地売買等事業による移転です。 兵庫県の〇〇氏から鹿児島県地域振興公社への移転です。</p> <p>2 番 1～2 田皆字宇須久当〇〇番地外 1 筆 合計 7,928㎡ 農地売買等事業による移転です。 兵庫県の〇〇氏から鹿児島県地域振興公社への移転です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、ただ今の事務局からの説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
<p>10 番委員</p>	<p>利用権の設定</p> <p>1 番 2 番説明</p> <p>1 番の〇〇さんと〇〇さんは二いところです。〇〇さんは認定農業者で機械類は全て揃っています。現地の〇〇番地の方は春植がされて、他はバレイショ収穫後の耕運がしてありました。</p> <p>2 番については、〇〇さんは叔父さんにあたります。現地はキビの株出しがされています。機械等は全て揃っていますので、ご審議のほう、よろしくお願ひします。</p>

5 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんのお父さんが借りていたものを息子さんがそのまま引き継いで耕作しています。〇〇さんのほうはハーベスターでキビを作っています。現地の方もキビを作っています。小字名は田水と志皿木俣と違うんですが、畑はひっついているので、同じだと思います。以上です。</p>
1 1 番委員	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは二いところであります。〇〇さんは、たばこをメインにジャガイモ、サトウキビを作っています。農機具等はすべて揃っていますので、よろしくお願ひします。〇〇さんは認定農業者でもありますので、よろしくお願ひします。</p>
	<p>5 番については議事参与の制限のため、後で審議</p>
8 番委員	<p>6 番説明</p> <p>現地はサトウキビの夏植えが植えてあります。契約上3年は借りるということになりましたので、このような形になっていますが、〇〇さんはサトウキビ専作農家で、認定農家で頑張っていますので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、所有権の移転について、何かございましたらお願いします。</p>

8 番委員	<p>所有権の移転</p> <p>1 番説明</p> <p>現地は、サトウキビの夏植えが植えてあります。同じく〇〇さんが買受予定で耕作していますので、ご審議をお願いします。</p>
8 番委員	<p>2 番説明</p> <p>現地はサトウキビの株出しがあります。〇〇さんは、認定農家で機械類は全てあります。周囲に迷惑をかけることはないと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局並びに、地区担当委員から説明がありましたが、質問等がございましたらお願いします。</p>
議長	<p>ございませんか。 よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案に対しては許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、5 番については議事参与の制限にあたりますので、1 1 番委員退席をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、事務局をお願いします。</p>

事務局	<p>【議案第19号 5 番について朗読】</p> <p>5 番 1 ～ 4 久志検字上納種〇〇番地外 3 筆 合計1,308㎡ 賃貸借 10 年の再設定となっています。</p>
議長	<p>それでは、補足説明を 1 2 番委員お願いします。</p>
1 2 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんはバレイショ専業農家です。認定農業者で、農業機械も全て揃っていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局並びに、地区担当委員から説明がありましたが、質問等がございましたらお願いします。</p>
議長	<p>よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>ありがとうございます。 全員賛成ですので、許可決定いたします。</p>

議長	<p>それでは、11番委員入室をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、中間管理事業にかかる利用権設定について事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第19号農地中間管理事業について朗読】</p> <p>1番1～3</p> <p>正名字伊舎良〇〇番地外2筆 合計 6,256㎡</p> <p>知名町正名字〇〇氏から、地域振興公社へ 10年間の新規設定</p> <p>2番1～2</p> <p>正名字徳名〇〇番地外1筆 合計 2,653㎡</p> <p>知名町正名字〇〇氏から、地域振興公社へ 10年間の新規設定</p> <p>尚、参考といたしまして、貸付予定者を掲載してあります。 先月、計画案について承認頂いている土地ですけど、1名〇〇さんに貸し付ける畑については、貸付者死亡により、取り下げてあります。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の原案に対しまして、聞きたいことはございませんか。</p>

議長	よろしいですか。それでは、承認してもよろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、中間管理事業に係る利用権設定につきましては、承認いたします。
議長	議案第20号 非農地証明願いの審議について、事務局に説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第20号非農地証明願いの審議について朗読】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請人の住所・氏名 知名町田皆 ○○氏 2. 土地の表示 田皆字前間○○番地 田 137㎡ 3. 農地でなくなった理由及び現在の利用状況 昭和52年、58年の洪水被害 平成11年火災等により原野化した住宅地である <p>農業委員3名と事務局確認 農業振興地外農地で、20年以上経過、狭小で生産性の確保が困難な土地との判断です。</p>
議長	地区担当委員から説明をお願いします。
8番委員	現地を4名で確認しました。写真のとおり非常に狭く、農地としては使えない状態なので、このような申請をいたしましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長	はい、ただ今の事務局および地区担当委員から説明がございましたが、何か聞きたいことはございませんか。 ございませんか。
14番委員	この場所は、管理は〇〇さんがしているんですかね。伐採とかやっついそうで、藪にならないよう管理はされているんですかね。
8番委員	一応、さし草が生えているということで、ススキ等は現在は生えてないです。現在は草だけです。
1番委員	平屋建ての住宅用地として、利用しておったんですけど、火災で家がなくなって、そのまま放置してあった。面積自体は137㎡で、小さくてほったらかしにしていた土地。
8番委員	定期的に除草剤はかけていたみたいですが。除草剤かけてもまた生えてくるので。こういう状況になっていますけど。木とかススキは生えていないので。
1番委員	畑に戻しても、面積が小さいのが問題です。
議長	どうですかね皆さん、ほかに聞きたいことはございませんか。
16番委員	この承認とは無関係に、こういう土地は、実はたくさんあるんだよね。芦清良にも結構あるし、他の字にも家と家の間に小さくなって、昔畑だったけど小さくなって1畝残ったという畑はたくさんあると思うんですよね、こういうのは、その地主が永良部におればいいんだけど、永良部にいない場合が多々あるわけよ。実際は家を予定していたが、結果として家を建てずに、内地におったまま、土地だけが残った、だけど所有権移転がしたかったけどできない、こういうことはたくさんあるわけよね。今回は申請さ

	<p>れたと思うけど、申請そのものもやる人がいなくなった。それだけ疎遠になった土地はたくさんあるわけよね、私たちは、仮に回ってですよ、これは遊休地に認定しようかという動きがあるんだけど、これは一括して、何らかの方法で、こういう書類じゃなくて、ですよ、処理する方法は、ないもんかどうか、数百件、数万件あるのではないかと思う。想像ではね。現に芦清良の例を出すけど、〇〇スーパーの隣、振興地になっているんだけど、セメント張って昔から駐車場になっているわけよね。字の人たちが集まってコミュニティ的な用になっている。だけど、土地台帳からいうとそこは畑だよ、現状回復しなければだめだよと、その後継ぎに言いにくいような現状があるわけよね。向こうが、申請が出たら簡単に非農地化の申請ができるかもしれんけど。現状は駐車場になっているからね。外周とのかい離が激しいので、もうすこし簡素にこういうのをできる方法も我々の中で考えていいんじゃないかと思う。本人が申請があったからやるんじゃないくて、もうちょっと合理的にできないもんかなと、単純な疑問ですけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、農振の全体見直しというのをやる予定を、農業委員会ですしているんですよ。全体見直しについては、基本的に集落内にある農地は、農振から外そうかと計画をしています。たまに隣接したところにある場合もあるので、このへんの取り扱いとしては、基本的には、前の申請があったように、農振除外という申請から始めてもらう。芦清良の、〇〇スーパーの横にある分については、基盤整備入ってないか確認しなければいけないのだけど、それによっては、農振除外という手続きをしないと、最初から非農地にはできない。非農地の考え方としては、自分が手をかけて埋めてあるところを非農地としてくれといわれたら、基盤整備地区も勝手に全部埋めて、畑にしたいから埋めて、車を置いたり、勝手にされたら困るので、何年か前に皆でバスで回った時に非農地の考え方として、適当ではないのではないかとということで、住吉1件だけ、基盤整備はしてないんだけど、周り全部基盤整備地区に入っていて、間だけ水が溜ってできなくて、すでに爺さんの時代から埋めてある。勝手に埋めて、ここだけを除外してしまうと、住宅が建ったりしていくと、農業振興上非常に支障をきたすところについては、検討しないといけないということ。今、言ったように、16番委員が言ったように、農業委員会として取り組むのは、耕作放棄地の件、山手の山林、原野になった所を非農地化するという、推進の中で、芦清良地区も恐らく集落内に、こういうような土地もあると思うので、委員皆でまた、9月以降に3名</p>

	以上の委員で現地調査をして、この場で審議します。ある程度農業委員としての考え方を、先ほどあったように示せたらなと思いますので、この辺については、色々なやりかたがそれぞれありますので、ご理解頂きたいと思います。
16番委員	道路かなんかに取られて、畳2畳が畑として残っているわけよ。マタも農業振興地になっているわけよ。台帳と照合するとね。〇〇は畑は振興地になってないわけよ。思い切ったギャップを戻さないといけないわけ。
議長	議題に戻ります。 議案第20号の非農地証明について、皆さんから聞きたいことはございませんか。 (なしの声あり)
議長	よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	それでは報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明をいたします。

事務局	<p>【報告第6号について朗読】</p> <p>相続2件 あっせん希望無し</p> <p>1番1～2 屋者字セキナハ〇〇番地外1筆 合計2,793㎡ 〇〇さんから下平川の〇〇さんへ相続されております。</p> <p>2番1～3 赤嶺字後原〇〇番地外2筆 合計6,156㎡ 〇〇さんから大阪府豊中市の〇〇さんへ相続されております。</p>
議長	<p>報告6号について、皆さんから聞きたいことはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>はい、有難うございます。</p> <p>それでは、議題事項は終わります。</p> <p>その他について、事務局にお願いいたします。</p>
事務局	<p>(1) 免税軽油申請に係る耕作証明(みなし農地)の取り扱いについて</p> <p>(2) 8・1調査の経営体調査(アンケート)について</p>
事務局	<p>次回総会</p> <p>平成27年9月18日(金)午後1時30分より</p>
議長	<p>以上で、平成27年度第5回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年8月18日

議 長 平 井 久 元

署名委員 栄 米 子

署名委員 本 江 武